

令和2年9月8日

国立市議会議長 石井 伸之 様

提出者 高柳 貴美代

〃 藤田 貴裕

〃 青木 淳子

〃 柏木 洋志

〃 藤江 竜三

〃 石塚 陽一

〃 稗田 美菜子

〃 上村 和子

〃 小川 宏美

〃 望月 健一

議案の提出について

議員提出第 4 号議案

## 国勢調査における同居同性カップル数集計公表に関する意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

## 国勢調査における同居同性カップル数集計公表に関する意見書（案）

日本に住む全ての人と世帯を調査する国勢調査は基幹統計の中で最も重要なものであるが、同調査において同居同性カップルは、エラー扱い、あるいは「他の親族との同居世帯」として集計されてきた。

同居同性カップルは、性愛に基づき相互を扶助し世帯の中核をなすものであり、それは夫婦と同様である。「他の親族」を意味する「めい・おい、おじ・おば、いとか等との同居」を中核とする世帯とは、性格を大きく異にするものである。

この類型への合算集計は、世帯構成に係る国民ニーズ・政策課題の実態を伝えるとは考えられない。同性カップルと考えられる回答の存在がありながら、国が集計・報告において存在しないように扱ってきたことは、国勢調査の役割として掲げられている「国家運営の基礎を成す情報基盤」を損なうことになる。

同性カップルを核とする世帯は、夫婦中核の世帯とは異なる課題・ニーズを抱えており、これらをどう扱うかは、国政及び地方自治上、重要な課題である。

同世帯を認知する制度を有する自治体が 57 の自治体にも上る（本年 8 月 1 日現在）。

当市においては、当事者の市民から「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づきパートナーシップ制度を条例に付け加える陳情」が提出され市議会において全会一致で採択がされた。現在、条例改正に向け準備を進めている。

しかし、国勢調査によって同居同性カップルの数が示されておらず、基礎的なデータから欠く状況にある。

また、同居同性カップルが国勢調査において「他の親族との同居世帯」とみなされている現状は、真実を伝えないのみならず、同性カップルの家族としての尊厳が否定されているものであり看過することはできない。

よって、国においては、国勢調査における同居同性カップル数集計公表に関して、下記事項が確実に実現されるよう強く要望する。

### 記

1 国勢調査において、長くエラー扱い、あるいは「他の親族との同居世帯」として集計されてきた同居同性カップルを実態どおり集計し、同性カップル世帯数として発表すること

2 男女の内縁・事実婚のカップルと同等に、2人の性別が「同性」、「続き柄」が「世帯主の配偶者」と回答した世帯を、同性カップル世帯として集計し発表すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものである。

令和 2 年 9 月 日

東京都国立市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣